「(仮称) 盛岡薮川風力発電事業」計画段階環境配慮書 に対する岩手県知事意見

令和5年2月27日付け 株式会社レノバ宛て

本事業は、株式会社レノバが岩手県盛岡市において、単機出力が 4,200~6,100 kW 程度、高さが最大 249mの風力発電機を 22~40 基(合計出力最大 168,000 kW) 設置 するものであり、再生可能エネルギーの導入による地球温暖化対策に資するものである。

一方で、本事業は、環境保全の見地から以下の2つの課題がある。

第1に、イヌワシの生息に対する重大な影響が懸念される。

イヌワシは、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種であり、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく国の天然記念物に指定されている重要種でもある。国が令和3年8月に定めたイヌワシの維持目標では、東北地方は、全国目標206ペアのうち55ペアとなっており全国有数のイヌワシ生息地である。中でも本県は、いわて県民計画(2019~2028)及び岩手県環境基本計画において、東北地方の目標の約5割に相当する29ペアの維持を目標としている。本県は、全国トップクラスのイヌワシ生息地であり、その保全目標の達成は、本県の環境保全のみならず、種の保存及び国民全体の文化的資産の保全に不可欠である。本県では、平成20年9月に国内初のイヌワシのバードストライクと推察される事案が発生したことも踏まえると、イヌワシの保全は、本県で風力発電事業を実施するに当たって最も考慮すべき地域特性の1つである。

このイヌワシについて、事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)全域がその生息地と重なり、営巣地にも近い。このため、風力発電機への衝突事故、移動の阻害、採食場所の喪失や減少などの繁殖活動への悪影響など、イヌワシの生息に対する重大な影響を回避又は十分に低減できない可能性が極めて高い。配慮書では、イヌワシの種としての重要性、生態特性、重要な生息環境の分布状況を踏まえ、複数案ごとに、事業の実施によるイヌワシに対する重大な影響の有無や影響の程度の差を丁寧に示し、事業実施区域を適切に絞り込むことが求められるが、本配慮書では具体的な記述がない。

このため、本事業は、方法書を作成する前に、関係団体及び専門家の助言に基づき、イヌワシをはじめとした重要な環境要素に対する重大な影響を回避するために配慮すべき事項を再度選定し、計画段階で求められる調査、予測及び評価を再度実施し、その結果を踏まえ、回避すべき環境影響と当該影響を回避するための具体的な配慮の内容を再検討する必要がある。

第2に、複数案における環境影響の検討が適切に行われていない。

本事業は、想定区域から、「国有林野における緑の回廊の設定について」に基づき設定された「北上高地緑の回廊」を除いている。

一方で、想定区域及びその周辺には、砂防法(明治30年法律第29号)に基づき指定された砂防指定地、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林、 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づき指定された「岩洞湖鳥獣保護区」及び「岩洞湖鳥獣保護区特別保護地区」、自然 環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生、県立自然公園条例(昭和33年条例第53号)に基づき指定された「外山早坂高原県立自然公園」、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づき指定された土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域、「山地災害危険地区調査要領」に基づく山地災害危険地区、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)により指定された農用地区域内の農地など、環境保全等の観点から風力発電所の設置規制のあるエリアや配慮するべきエリアが多数存在する。

事業者は、本配慮書において、区域を広めに設定するタイプの複数案を設定したとしている。複数案を設定した場合は、想定区域及びその周辺における上記のような環境の状況の重要性の程度や特性を考慮し、複数案ごとに事業の実施が環境に及ぼす影響の程度を整理・比較するべきところ、本配慮書ではこれがなされていない。本事業は、計画の立案段階で、事業の位置等に関する複数案について環境影響の比較検討を行い、より柔軟な計画変更を可能とし、環境影響の一層の回避又は低減につなげる効果が期待されている配慮書手続を適切に実施していない。

このため、本事業は、方法書を作成する前に、複数案における環境要素ごとに環境影響の整理・比較を行い、各案の環境影響に関する特徴を総括的に整理したうえで、 ①各案の事業予定地がいずれも環境影響及び事業採算性から許容できる場合を除き、複数案間の優劣を付ける総合評価を行う、又は、②重大な環境影響が懸念される地域を特定したうえで、当該地域を事業実施区域から外す旨を明示する、などの計画段階配慮事項についての再検討を行う必要がある。

複数案における環境影響の整理・比較を行わない場合は、複数案が設定されていない事業として、方法書作成前に、事業の実施により計画段階配慮事項に係る環境要素に及ぶおそれがある重大な影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかの再検討を行うこと。

第1及び第2の再検討がいずれもできない場合は、事業の取り止めも含めた事業計画の抜本的な見直しを行ったうえで、計画段階配慮事項の検討を再度実施すること。

再生可能エネルギー事業の実施に当たっては、適正に環境に配慮し、地域に貢献するものとし、地域と共生することで、円滑な合意形成を図ることが重要である。このため、本県では、現在、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117号)第2条第6項に定める地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(以下「促進区域」という。)の設定に関する基準の検討を進めており、これを受け、県内市町村においても、促進区域の設定に向けた検討が進められている。促進区域の設定に当たっては、環境省令及び岩手県地球温暖化対策実行計画に定める促進区域に含めることが適切でないと認められる区域や環境配慮事項ごとの適切な配慮を確保するための考え方を踏まえ、必要な調査の実施や調査結果を踏まえた事業計画の立案など、事業者に求める地域の環境の保全のための取組について検討されることとなる。

上述した再検討に当たっては、関係地方公共団体による促進区域の検討の過程で明確化される地域の自然的社会的条件を踏まえた地域における再生可能エネルギー事業に関する環境配慮の考え方、すなわち、考慮すべき環境配慮事項、望ましい事業の規模・形態及び環境保全措置のあり方等に関して、当該地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえるとともに、以下の措置を適切に講じられたい。

1 総括的事項

- (1) 想定区域及び周辺の関係者や住民のみならず、より広い範囲の住民に対し、 事業内容や環境影響評価の十分な説明を行い、理解を得られるよう努めること。
- (2) 専門家等からの科学的知見の聴取や現地調査により必要な情報の収集・把握 を適切に行い、環境影響の調査、予測及び評価の結果を十分に整理・比較でき る複数案を選定すること。
- (3) 複数案における重大な環境影響を比較検討できる評価指標に応じた適切な評価、予測、調査手法を選定し、その選定理由を明らかにすること。また、専門家等からの助言を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づくとともに、できる限り定量的な手法を用いること。
- (4) 計画段階の環境配慮は、重大な環境影響の回避又は低減を目的とすることから、環境影響の「回避」を優先的に検討し、回避が困難である場合に「低減」を検討することとし、「代償措置」を検討することがないようにすること。
- (5) 想定区域の周辺にある他事業者による既設の風力発電所の累積的な環境影響が懸念される。当該事業者から環境影響に関する情報を入手するとともに、情報が不足する場合は自ら調査し、累積的な環境影響について適切に予測及び評価を実施すること。
- (6) 風力発電事業の地域における受容性を向上させるためには、事業者の積極的な情報開示が重要である。特に、環境影響評価図書の縦覧期間後の継続的な公表は、最も基本的な情報開示の取組である。県民の環境影響評価図書に対する情報アクセスの利便性の向上や本県で実施される事業の環境影響評価の予測・評価技術の向上を図るため、環境省による法定縦覧期間終了後の図書の公開の取組への協力など、一層の情報開示に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音

住居その他の環境保全の配慮が必要な施設や特に静穏性が求められる人と自然との触れ合いの活動の場について、騒音及び超低周波音による影響が懸念される。本配慮書では、騒音の予測範囲について、発電所一般において環境影響を受ける範囲と認められる地域は、想定区域及びその周囲1kmの範囲内とされていることを踏まえ、配慮書段階では「安全側」として2.0kmと設定したとしている。

一方、騒音の評価では、風力発電機の設置予定範囲から2km以内に64戸の住居等が存在し、最も近い住居等は約0.4kmであることを示したうえで、「配慮が特に必要な施設及び住居等からの距離に留意して、風力発電機の配置及び機種を検討する」ことで、「重大な影響を実行可能な範囲内で回避又は低減することが可能であると評価」している。複数案による環境影響の整理・比較を行わない場合には、重大な環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかの検討を行う必要があるが、留意する距離をどの程度とするかなど配慮の実質

的な内容を示さないまま、重大な影響の回避又は低減が可能とする評価結果は、 客観的、科学的な根拠を欠いている。

また、0.4kmの離隔距離の根拠については配慮書に記載がない。これについて、 岩手県環境影響評価技術審査会での質疑応答では、環境省が 2010 年に都道府県を 対象に実施した風力発電所の騒音・低周波音に対する苦情等に関するアンケート の調査結果を引用し、①苦情等の発生件数が風力発電機から 300m~400mの距離 で増加すること、②400mまでの距離で発生している苦情等が全体の 48%を占め ていることを挙げた。しかし、同アンケート調査を確認したところ、①苦情等の 発生率でみると、風力発電機から 700m~800mの距離のほうが高く、②400mか ら800mまでの距離で発生している苦情等の発生件数は、400mまでの距離と同じ 48%を占めていた。騒音に係る評価指標として被影響対象までの離隔距離を選定 する場合は、評価においては「離隔距離が大きいこと」を評価の視点とすること が求められるが、事業者は「離隔距離が 400mであること」を評価の視点として おり、国のガイドラインに沿った対応がなされていない。400m以遠での苦情等の 発生やアンケート調査時より風車が大型化しているとの指摘に対しても、「音の感 じ方には個人差があり、環境毎に気象や地形による音の伝搬特性が異なるため、 現状の計画段階において一律の距離基準を設けることは困難」としながら、なお 離隔距離を 400mとする姿勢は、客観的、科学的な根拠を欠いている。

本配慮書は、影響の予測範囲の設定では安全側に立ったとしながら、予測結果の評価においては、安全側に立った配慮が行われていない。

このため、静穏な地域に設置される風力発電機から発生する騒音の特性を踏まえ、工事の実施及び施設の稼働により発生する騒音及び超低周波音が住宅等に与える影響について、複数案ごとに、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に基づき、住居等との距離を十分に確保すること。また、風力発電機から発生する騒音による健康影響に関する十分な科学的知見が得られていない現状も踏まえ、予防原則にしたがい、住民等に対し十分な説明を行うこと。

(2) 水環境

水道水源や内水面漁業権が設定されている河川等について、土砂及び濁水の流 出による影響が懸念される。

森林の伐採や切土、盛土等による土地改変行為は、水量の確保、水質の浄化、 多様な生態系の維持等の水循環の持つ機能を変化させ、関連する環境要素にも影響を与える。計画段階配慮事項として水環境を選定し、水源や河川等までの離隔距離等の予測を踏まえ、環境影響の重大性の程度を把握する必要がある。しかし、本配慮書では、計画段階配慮事項の選定において、「詳細設計に着手しておらず、工事計画等まで決まるような計画熟度にない」ことを理由に、水環境に関する配慮事項を選定していない。

本配慮書は、計画段階配慮事項の選定に当たり、地域特性を勘案していない。 このため、工事の実施により発生する土砂及び濁水の流出が水環境に与える影 について、複数案ごとに、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び 評価を実施し、その結果に基づき、井戸、湧水及び河川との距離を十分に確保す ること。また、水源かん養保安林は、指定の趣旨から森林以外への転用は抑制す べきものであることから、今後の検討に当たっては保安林を除外すること。

(3) 土地の安定性

土砂災害特別警戒区域や山地災害危険地区等について、豪雨時等における地すべりや斜面崩壊の誘発、土砂及び濁水の流出による周辺環境への影響が懸念される。

切土、盛土等による土地改変行為は、地盤の持つ機能を変化させ、関連する環境要素にも影響を与える。北上山地中央部で、2016 年8月に発生した台風第 10号に伴う土石流では、流出した土砂の多くが渓床堆積物起源であったとされ、こうした箇所での土地改変は大量の土砂を発生させるおそれがある。計画段階配慮事項として土地の安定性を選定し、地形・傾斜・林地の分布状況や改変面積の予測を踏まえ、環境影響の重大性の程度を把握する必要がある。しかし、本配慮書では、土地の安定性に関する計画段階配慮事項が選定されていない。

本配慮書は、計画段階配慮事項の選定に当たり、地域特性を勘案していない。 このため、地形改変が地質環境に与える影響について、複数案ごとに、専門家 等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、 工事により土地の安定性を低下させるリスクが高い箇所を回避すること。

(4) 風車の影

住居その他の環境保全の配慮が必要な施設について、風車の影による影響が懸 念される。

本配慮書では、風車の影の予測範囲について、海外の先行事例の予測範囲のうち最大値となる 2.0 kmとしたとしている。これは、騒音と同様に、配慮書段階では、「安全側」として 2.0 kmと設定したものと考えられる。

一方、風車の影の評価では、騒音の評価と同様に、風力発電機の設置予定範囲から2km以内に64戸の住居等が存在し、最も近い住居等は約0.4kmであることを示したうえで、「配慮が特に必要な施設及び住居等からの距離に留意して、風力発電機の配置及び機種を検討する」ことで、「重大な影響を実行可能な範囲内で回避又は低減することが可能であると評価」している。複数案による環境影響の整理・比較を行わない場合には、重大な環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されているかどうかの検討を行う必要があるが、留意する距離をどの程度とするかなど配慮の実質的な内容を示さないまま、重大な影響の回避又は低減が可能とする評価結果は、客観的、科学的な根拠を欠いている。また、0.4kmの離隔距離の根拠についての記載もない。

本配慮書は、影響の予測範囲の設定では安全側に立ちながら、予測結果の評価においては、安全側に立った配慮が行われていない。

このため、施設の稼働により発生する風車の影が住居等に与える影響について、 複数案ごとに、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を再度 実施し、その結果に基づき、住居等との距離を十分に確保すること。

(5) 動物

イヌワシ等の希少猛禽類について、風力発電機への衝突事故、移動の阻害等に よる重大な影響が懸念される。また、環境省レッドリストやいわてレッドデータ ブックに掲載されている希少な哺乳類、鳥類、両生類、昆虫類、魚類の生息について、生息環境の変化による影響も懸念される。

調査について、本配慮書では、鳥類に関する専門家等へのヒアリングを行った 結果、「想定区域はその大半がイヌワシの利用があると考えられるので、全面に風 力発電機を設置するのは不可能だと考える」との意見が得られたとしている。

一方、予測では、樹林を主な生息環境とするイヌワシを含む鳥類に関する影響について、「想定区域に主な生息環境が存在し、その一部を改変する可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある」と記載されている。これは、別事業者による風力発電事業の配慮書の記載とほぼ同じ表現である。当該別事業では、「専門家からの意見聴取結果として、事業地から最寄りの営巣地まで相当の距離があり、今は事業地周辺でイヌワシのペアが観察されることはない」と記載されている。本事業者は、想定区域の大半でイヌワシの利用があり、全面に風力発電機を設置することが不可能と指摘される本事業における予測結果を、営巣地まで相当程度の距離があり現在は生息が確認されないと指摘される他事業の予測結果とほぼ同じ表現で記載している。本配慮書は、専門家のヒアリング結果を予測結果にどのように反映しているか判断できない。

さらに、評価では、重要な種の評価結果にイヌワシに関する記載がない。飛翔性動物については、「コウモリや鳥類については、想定区域上空を利用する可能性があることから、施設の稼働に伴うバットストライク及びバードストライクが生じる可能性がある」としたうえで、配慮の内容として「想定区域を可能な限り絞り込み、既存道路を利用するなど改変面積を最小限にする」ことにより、「重大な影響を実行可能な範囲内で回避又は低減することが可能」と評価している。これは、別事業者による上記の風力発電事業の配慮書の記載と実質的に同じ表現である。複数案による環境影響の整理・比較を行わない場合には、重大な環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかの検討を行う必要があるが、どの場所をどの程度絞り込むかなど配慮の実質的な内容を示さないまま、重大な影響の回避又は低減が可能とする評価結果は、客観的、科学的な根拠を欠いている。

また、注目すべき生息地の評価結果において、「想定区域及びその周辺はイヌワシの利用があると考えられることから、イヌワシの生息に関して影響の可能性がある」としたうえで、「必要に応じて環境保全措置を検討する」ことにより、「重大な影響を実行可能な範囲内で回避又は低減することが可能」と評価している。複数案による環境影響の整理・比較を行わない場合には、重大な環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されているかどうかの検討を行う必要があるが、どのような環境保全措置を実施するかなど配慮の実質的な内容を示さないまま、重大な影響の回避又は低減が可能とする評価結果は、客観的、科学的な根拠を欠いている。

本配慮書は、区域を広めに設定するタイプの複数案を設定したとしているが、 重要な種等の重要性の程度、生活史等の生態特性、重要な生息環境の分布等を踏 まえた重大な影響の有無や複数案による差も示していない。

このため、工事の実施、地形改変及び施設の稼働が動物に与える影響について、 複数案ごとに、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を再度 実施し、その結果に基づき、動物の重要な生息場所の喪失、移動経路の分断を回 避すること。

特にイヌワシについては、いわて県民計画(2019~2028)及び岩手県環境基本計画で保全目標を定めている重要種であることから、専門家等からの助言を踏まえ、当該目標と調査及び予測の結果との整合が図られているかどうかを検討し、その結果を明らかにすること。

(6) 植物及び生態系

環境省レッドリストやいわてレッドデータブックに掲載されている希少な植物 の生育や自然度が高い植生について、生育環境の変化による影響が懸念される。

本配慮書では、植物及び生態系に対する影響の評価について、「「植生自然度9」に該当する群落・自然植生、外山早坂高原県立自然公園、保安林、岩洞湖鳥獣保護区、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域(KBA)(略)については、想定区域に存在することから、施設の配置などの事業計画によっては、一部を改変することにより、影響が生じる可能性がある」としたうえで、「可能な限り必要最小限の工事にとどめる」ことにより、「重大な影響を実行可能な範囲内で回避又は低減することが可能である」と評価している。複数案による環境影響の整理・比較を行わない場合には、重大な環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかの検討を行う必要があるが、どの場所の工事をどの程度縮小するかなど配慮の実質的な内容を示さないまま、重大な影響の回避又は低減が可能とする評価結果は、客観的、科学的な根拠を欠いている。

本配慮書は、区域を広めに設定するタイプの複数案を設定したとしているが、 重要な種等や自然環境のまとまりの場の重要性の程度、重要な生息・生育環境の 分布や連続性への影響の程度等を踏まえた重大な影響の有無や複数案による差も 示していない。

このため、工事の実施や地形改変が植物及び生態系に与える影響について、複数案ごとに、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に基づき、植物の重要な生育場所の喪失や個体群の分断を回避すること。

また、①緑の回廊は、イヌワシをはじめとした野生生物の生息地であり、森林生態系の保全を図るため、森林の連続性の維持、保全が求められている区域であること、②県立自然公園は、自然環境の保全上重要な地域であり、風致の保護や自然景観の維持、生物多様性の確保等を図ることが必要であること、③生物多様性の保全の鍵になる重要な地域(KBA)は、多様な自然環境を体系的に保全するために重要な地域であることから、風力発電機の位置等の検討に当たってはこれらを除外すること。

(7) 景観

主要な眺望点及び景観資源の改変や、施設が介在することによる主要な眺望点からの眺望景観の変化の影響が懸念される。また、住居等からの身近な自然景観への影響にも配慮が必要である。

本配慮書では、景観に対する影響の評価について、「主要な眺望景観に影響が及ぶ可能性はある」としたうえで、「環境保全措置を検討する」ことにより「重大な影響を実行可能な範囲内で回避又は低減することが可能である」と評価している。

複数案による環境影響の整理・比較を行わない場合には、重大な環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかの検討を行う必要があるが、どのような環境保全措置を実施するかなど配慮の実質的な内容を示さないまま、重大な影響の回避又は低減が可能とする評価結果は、客観的、科学的な根拠を欠いている。

本配慮書は、区域を広めに設定するタイプの複数案を設定したとしているが、 予測対象への重大な影響について複数案の比較を行っておらず、主要な眺望点や 住居等からの眺望景観の変化の有無、影響の程度などについての客観的な表現を 用いた記載もない。

このため、施設の存在が景観に与える影響について、複数案ごとに、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を再度実施し、その結果を踏まえ、主要な眺望点等の改変や眺望景観の遮蔽、阻害を回避すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場について、活動の場そのものの直接改変に加え、騒音、振動等により、触れ合いの活動の場の雰囲気や快適性など利用面の特性が変化することによる影響が懸念される。

本配慮書では、触れ合い活動の場として、岩洞湖及び岩洞湖家族旅行村を選定しているが、想定区域周辺にある「いわての残したい景観」に選定されている「ソバの花咲く丘」が選定されていない。こうした場において風車の騒音等により静穏性が失われた場合、触れ合い活動の場についての活動特性が影響を受けるおそれがある。このため、計画段階配慮事項として触れ合いの活動の場を選定し、その活動を支える場の状態について、静けさなどの快適性の側面から対象となる場がないか調査し、事業に伴う騒音等による快適性の変化の可能性を離隔距離等により予測し、環境影響の重大性の程度を把握する必要がある。しかし、本配慮書では、計画段階配慮事項の選定において、「想定区域に活動の場が存在せず、場が消失するおそれがない」ことを理由に、活動の場に関する配慮事項を選定していない。

本配慮書は、計画段階配慮事項の選定に当たり、地域特性を勘案していない。 このため、工事の実施、施設の存在及び稼働が人と自然との触れ合いの活動の 場に与える影響について、複数案ごとに、専門家等からの助言を踏まえた十分な 調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、重要な触れ合いの活動の場の 喪失や利用面の特性変化による触れ合いの活動への影響を回避すること。

3 関係地方公共団体の長からの意見

関係地方公共団体の長から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、想定区域及び当該区域における計画段階配慮事項の全面的な再検討を行ったうえで、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。